

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

本日、人事委員会は県議会と知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

「第1 人事管理に関する報告」では、人事行政の根幹である人事管理における諸課題について調査・研究し、将来を見据えた取組の方向性について言及しました。優秀で多様な人材の確保、効果的な人材育成、能力の実証による任用など職員の意欲・能力の向上に資する取組に加え、職員がその能力を十二分に発揮し、意欲ややりがいを感じる職場環境の整備も大切です。とりわけ、能力・実績に基づく人事管理の推進は、必要最小限の精鋭な職員による公務能率の最大化を図り、今後の効率的な行財政運営には必要不可欠であるとの考え方にに基づき報告しています。

また、人事院が5年連続で特別給及び月例給の引上げを勧告したところですが、本委員会は特別給を引き上げるとともに、医師等に係る初任給調整手当を除いては3年ぶりに月例給の引上げ改定を行うこととしました。

職員におかれては、本県職員の相次ぐ不祥事により、今までにも増して高い倫理観・使命感が求められていることを認識するとともに、法令等を遵守し、公正・誠実に職務を遂行することにより県民の皆様からの信頼回復に努めていくことを強く要請します。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が、職員の労働基本権制約の代償措置であることに対し深い理解を示され、本年の人事委員会勧告を実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

県民の皆様におかれましては、地方公務員法に基づく人事委員会の役割や給与勧告制度の意義について、深いご理解をいただきたいと思います。

平成30年10月12日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子